

学生による授業評価の実施に関する申合せ

平成15年	2月28日	全学教務委員会決定
平成16年	4月26日	教育改善委員会決定
平成17年	7月11日	改正 教育改善委員会
平成19年	12月25日	改正 教育改善委員会
平成23年	8月22日	改正 教務委員会
平成25年	10月21日	改正 教務委員会

長崎大学（以下「本学」という。）が全学共通で実施する学生による授業評価（以下「授業評価」という。）について、その円滑かつ効果的な実施を図るため、次のとおり申し合わせる。

（授業評価の目的）

第1 授業評価は、学習に対する学生の自覚及び意欲を引き出すとともに、教員個人又は学部等（各学部、各研究科、熱帯医学研究所、病院、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）による教育改善を図り、もって本学における教育の質の向上に資することを目的とする。

（授業評価の対象）

第2 授業評価の対象は、本学で開講されている全ての授業とする。

（授業評価に係る組織）

第3 授業評価に係る組織は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教務委員会

(2) 評価・FD教育改善専門部会

(3) 大学教育イノベーションセンター

2 教務委員会は、授業評価に関する全学的な立場での審議及び調整を行う。

3 評価・FD教育改善専門部会は、授業評価に関する教務委員会からの議を受けて、実施に係る企画・運営を行う。

4 大学教育イノベーションセンターは、授業評価の実施を行う。

（授業評価の内容）

第4 授業評価は、教員の授業方法、授業過程及び授業成果等について行う。

（授業評価項目）

第5 授業評価の評価項目は、評価・FD教育改善専門部会が検討の上、教務委員会が定める。

（授業評価の実施方法）

第6 大学教育イノベーションセンターは、学期ごとに、授業評価の実施要項、実施スケジュール等の案を作成し、評価・FD教育改善専門部会及び教務委員会の承認を得て、各教員及び各学部等の長へ送付する。

2 大学教育イノベーションセンターは、授業評価を実施した教員に授業評価結果をフィードバックする。

3 大学教育イノベーションセンターは、授業評価結果のデータを管理するとともに、教務委員会等の依頼に応じて分析を行い、その結果を教務委員会等へ報告する。

4 前3項に定めるもののほか、授業評価の実施方法に関し必要な事項は、教務委員会が定める。

（授業評価結果の利用）

第7 学部等は、大学教育イノベーションセンターが管理する当該学部等に係る授業評価結果のデータを利用しようとするときは、教務委員会及び大学教育イノベーションセンター長の承認を得なければならない。

2 授業評価結果の利用に関し必要な事項は、教務委員会が定める。

(授業評価結果の公表)

第8 本学は、本学の教育に関する説明責任を果たすため、授業評価結果について、適切な方法により学内外に公表する。

2 授業評価結果の公表に関し必要な事項は、教務委員会が定める。